

各学校（園）長 様

京都府総合教育センター所長

令和 4 年度京都府教育委員会免許状更新講習の中止について

第 208 回国会において、「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が成立し、教員免許更新制に係る規定が削除されることとなりました。

つきましては、令和 4 年度京都府教育委員会免許状更新講習を中止します。

なお、一部を除いて下記のとおり一般講座として開催しますので、受講を希望される場合は改めて受講申込をしてください。

記

1 講座No.981・982

免許状更新講習 (No.)	一般講座No.
981 中堅教諭等資質向上研修「共通」講座Ⅱ	
982 中堅教諭等資質向上研修「共通」講座Ⅲ	

- (1) 上記講座は中堅教諭等資質向上研修対象者のみで、一般講座として申込はできません。
 (2) 中堅教諭等資質向上研修対象者には、担当部から別途連絡します。

2 講座No.983・984・985・986・987・988・989

免許状更新講習 (No.)	一般講座No.
983 育ちと学びをつなぐ幼児教育&生活科講座Ⅱ	402
984 人権教育講座Ⅰ～外国にルーツをもつ子どもへの支援～	502
985 情報教育講座	508
986 教育相談＜初級＞講座～児童生徒理解と関わり～【領域①②③】	515
987 特別支援教育「アセスメントを支援に生かす」講座	524
988 学びづくりのカリキュラム・マネジメント講座	708
989 子どもの貧困と学習支援講座	852

- (1) 上記講座は一般講座として申込みことができます。
 (2) 講座No.515「教育相談＜初級＞講座～児童生徒理解と関わり～【領域①②③】」は、No.986 とは異なり、7 月 26 日（火）で開催しますので御注意ください。
 (3) 受講希望者がいる場合は、6 月 10 日（金）までに受講管理システム（下記 URL）で申込をしてください。

【URL】 http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/cms/?page_id=291

担当部	企画研究部
TEL	075-612-2950

令和 4 年 6 月 2 日

各府立学校長 様

総合教育センター所長

令和 4 年度京都府教育委員会免許状更新講習の中止について

第 208 回国会において、「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が成立し、教員免許更新制に係る規定が削除されることとなりました。

つきましては、令和 4 年度京都府教育委員会免許状更新講習を中止します。

なお、一部を除いて下記のとおり一般講座として開催しますので、受講を希望される場合は改めて受講申込をしてください。

記

1 講座No.981・982

免許状更新講習 (No.)	一般講座No.
981 中堅教諭等資質向上研修「共通」講座Ⅱ	
982 中堅教諭等資質向上研修「共通」講座Ⅲ	

(1) 上記講座は中堅教諭等資質向上研修対象者のみで、一般講座として申込はできません。

(2) 中堅教諭等資質向上研修対象者には、担当部から別途連絡します。

2 講座No.983・984・985・986・987・988・989

免許状更新講習 (No.)	一般講座No.
983 育ちと学びをつなぐ幼児教育&生活科講座Ⅱ	402
984 人権教育講座Ⅰ～外国にルーツをもつ子どもへの支援～	502
985 情報教育講座	508
986 教育相談＜初級＞講座～児童生徒理解と関わり～【領域①②③】	515
987 特別支援教育「アセスメントを支援に生かす」講座	524
988 学びづくりのカリキュラム・マネジメント講座	708
989 子どもの貧困と学習支援講座	852

(1) 上記講座は一般講座として申込みことができます。

(2) 講座No.515「教育相談＜初級＞講座～児童生徒理解と関わり～【領域①②③】」は、No.986 とは異なり、7 月 26 日（火）で開催しますので御注意ください。

(3) 受講希望者がいる場合は、6 月 10 日（金）までに受講管理システム（下記 URL）で申込をしてください。

【URL】 http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/cms/?page_id=291

担当部	企画研究部
TEL	075-612-2950